

北海道再生品利用拡大方針の概要

1 策定の趣旨

再生品利用拡大を図る上での課題解決のための施策及び各主体が果たすべき役割を示し、方針に基づく道の施策や各主体の取組の推進により、再生品の一層の利用拡大を図ることを目的として策定

2 再生品利用拡大に係る課題と講じるべき施策の方向

- (1) リサイクル率の全国レベルへの向上
特に廃プラスチック類や汚泥などの利用促進
- (2) 道民の再生品購入行動への誘導
道民意識の「心がけ」から再生品の購入など「実際の行動」への誘導するための情報提供、環境教育の充実などの取組
- (3) リサイクル事業者の販売面に関する課題解消
行政による優先的な利用、認定制度の創設などの取組

3 道において重点的に講じるべき施策

- (1) 再生品認定制度の導入
品質規格、環境安全性への配慮など一定の基準を満たす製品を道が認定し、その利用を促進する制度を導入する。
- (2) ブランド制度の導入
道内特有の廃棄物等の課題解決に寄与する先進的なリサイクル技術・製品などについて、客観的評価を行い「北海道リサイクルブランド」として認定する新たな制度検討を進め、導入を図る。
- (3) 普及啓発・情報提供
 - ア 再生品認定制度における需要拡大に向けた施策の推進
認定製品展示会等の開催による認定制度及びその製品のPR
各種広報媒体、イベント等を通じた認定製品の情報発信
市町村に対する製品紹介・PR、公共での優先的な利用の働きかけ など
 - イ その他需要拡大に向けた施策
流通・販売事業者と連携した効果的な情報発信
事業者による利用促進
公共工事における再生資材利用等
循環資源の排出・受入情報の提供、関係者間の連携促進
- (4) 環境教育
学校等における再生品の率先利用
再生品利用やごみ減量化などの教育資材や教育プログラムの作成 など

< 参考 >

この方針及びリサイクル製品認定制度は、学識者、関係団体及び国の関係機関で構成する「北海道資源リサイクル推進会議」(座長：北大大学院工学研究科 古市 徹 教授)における議論を踏まえとりまとめたものである。